

資料 8

平成 14 年改正における老人保健法の対象年齢引き上げの理由

平成 14 年改正において老人保健法の対象年齢を 70 歳から 75 歳に引き上げた理由は、高齢化の進展の状況、高齢者の心身の特性等で見ると、老人保健法制定時（昭和 57 年）の 70 歳以上の者は、現在（改正時）では 75 歳以上の者に相当するというもの。

	(昭和 57 年)		(平成 12 年)
70 歳以上人口	6. 1%	→	75 歳以上人口 7. 1%
平均寿命	男 74. 22 歳	→	77. 64 歳 + 3. 42 歳
	女 79. 66 歳	→	84. 62 歳 + 4. 96 歳
老齢年金受給権者平均年金月額			
厚生年金	113, 040 円	→	(65 歳以上) 178, 696 円
	(全受給権者)		(75 歳以上) 172, 647 円
国民年金	25, 621 円	→	(65 歳以上) 51, 370 円
	(全受給権者)		(75 歳以上) 39, 137 円

イ 高齢者の保険料水準

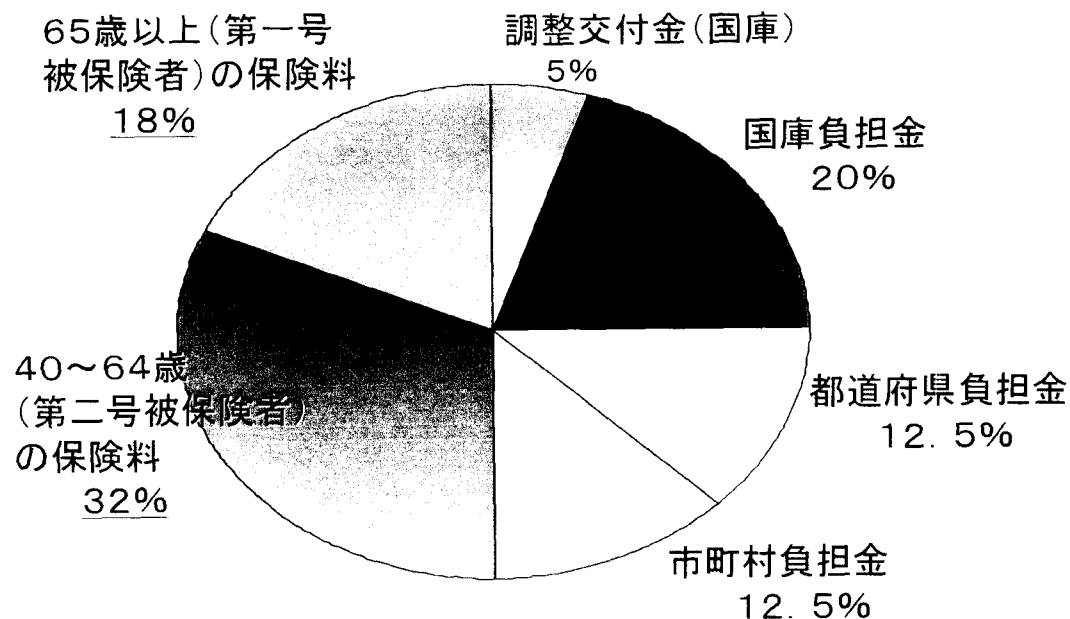
- ・ 後期高齢者の給付費については、公費で賄うほか、高齢者の保険料及び国保又は被用者保険からの支援金により賄うこととなるが、このうち高齢者の保険料と支援金の負担割合については、明確なルールを決定すべきではないか。
- ・ 高齢者の保険料と支援金の負担割合のルールを決定するに当たっては、世代間の公平という観点を基本としつつ、現行制度からの円滑な移行という観点を考慮すべきではないか。

介護保険の保険料の老若配分

介護保険においては、給付費について、その5割を公費で負担し、残りの5割を高齢者（65歳以上の者）と若年者（40歳以上65歳未満の者）の数に応じて負担する仕組みとなっている。

(介護保険における老若の負担関係)

	65歳以上の者	40～64歳の者
加入者数	2400万人	4300万人
40歳以上の者に占める割合	36%	64%
給付費に対する負担割合	18%	32%



老人医療費の負担構造 (平成19年度推計)

- 現行老人保健制度では、一定以上所得者（現役並みの所得がある者）の給付費を除き、給付費の5割を公費で負担し、残りを老健拠出金により賄っている。
- 老健拠出金のうち後期高齢者の保険料で賄っている部分は、平成19年度時点で約8,000億円、給付費の約7.3%と推計される。

老人給付費	11.1兆円	(100.0%)
公費	5.1兆円	(46.5%)
老健拠出金	5.9兆円	(53.5%)
うち公費	1.4兆円	(12.7%)
保険料	4.5兆円	(40.8%)
うち75歳未満の者の負担分	3.7兆円	(33.5%)
<u>うち75歳以上の者の負担分</u>	<u>0.8兆円</u>	<u>(7.3%)</u>

(注) 平成14年12月「厚生労働省試案」に基づく推計値である。

高齢者人口の比率

- 全人口に占める75歳以上人口の比率は、平成19年では約9.7%、平成27年では約12.5%、平成37年では約16.7%と推移する。
- 仮に、公費5割を除いた後期高齢者の給付費を後期高齢者と後期高齢者以外の者とで人口の比率に応じて負担する場合、その比率の2分の1を負担することとなる。

	平成19年	平成27年	平成37年
①全人口に占める75歳以上人口の比率	9.7%	12.5%	16.7%
上記の比率の2分の1	4.9%	6.2%	8.4%
②全人口に占める65歳以上人口の比率	21.1%	26.0%	28.7%
上記の比率の2分の1	10.6%	13.0%	14.3%
③20歳以上人口に占める75歳以上人口の比率	11.9%	15.1%	19.9%
上記の比率の2分の1	6.0%	7.6%	10.0%
④20歳以上人口に占める65歳以上人口の比率	25.9%	31.5%	34.2%
上記の比率の2分の1	13.0%	15.7%	17.1%
⑤0～64歳人口と75歳以上人口の比率	11.0%	14.4%	19.0%
上記の比率の2分の1	5.5%	7.2%	9.5%

ウ 支援金の負担方法

- ・ 国保又は被用者保険が負担する支援金について、国保と被用者保険の間は、共通の所得捕捉が困難である現状を考慮すれば、加入者数に応じた負担とせざるを得ないのではないか。
- ・ 現行老人保健制度では、拠出金の負担が重い保険者に対しその負担を調整する制度があるが、新制度における支援金の負担調整についてどう考えるか。

75歳未満の者の制度別加入者数 (平成19年度推計)

○75歳未満の者の制度別加入者数を見ると、被用者保険全体64.0%、うち政管健保30.3%、健保組合25.7%、共済組合7.9%、市町村国保32.6%となっている。

		75歳未満の加入者数	(構成割合)
全制度計		11,500万人	(100.0%)
被用者保険計		7,300万人	(64.0%)
	政管健保	3,500万人	(30.3%)
	健保組合	2,900万人	(25.7%)
	共済組合	900万人	(7.9%)
市町村国保		3,700万人	(32.6%)

(注1)65～74歳の者のうち、老人保健制度の対象となっている者を除いている。

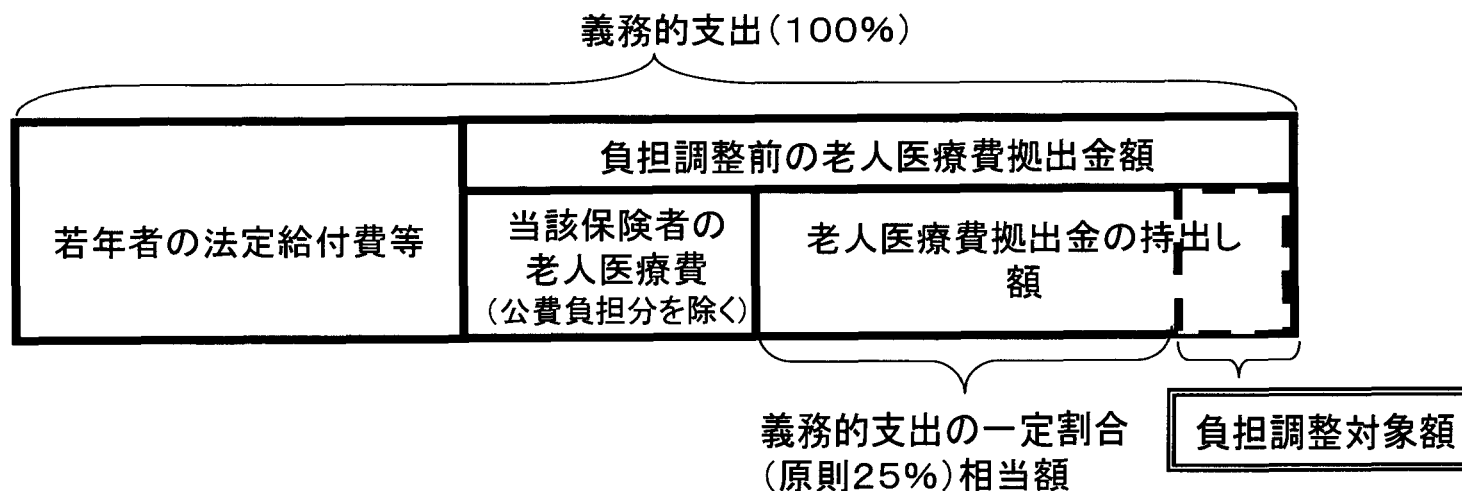
(注2)平成14年12月「厚生労働省試案」に基づく推計値である。

老人保健制度における負担調整の仕組み

老人保健制度では、老健拠出金が保険者の自立的財政運営に与える影響を考慮して、拠出金負担を調整する仕組みがある。

- 老人医療費拠出金の持出し額が、法定給付費や老人医療費拠出金等各保険者の義務的な支出に比して著しく過大となる保険者の老人医療費拠出金のうち、その著しく過大となる部分について、拠出金額に応じ全保険者で公平に再按分する措置が設けられている。
- 具体的には、老人医療費拠出金の持出し額が義務的支出の原則25%を超える場合に、超過額を全保険者で再按分している。

- ※ 負担調整の基準率が原則25%であることは、
- ・ 老人医療費拠出金の額が保険者の義務的支出の半分を超え、
 - ・ かつ、老人医療費拠出金のうち当該保険者の老人医療費を超える部分が半分を超えるという状態は、各保険者の自立的な財政運営に影響を与えるとの考えによる。



② 保険料の賦課方法

(基本方針)

- ・ 高齢者については、現役世代との均衡を考慮した適切な保険料負担を求める（再掲）。
- ・ 国保及び被用者保険からの支援については、別建ての社会連帯的な保険料により賄う。

(論点)

ア 高齢者に対する保険料の賦課方法

- ・ 保険料の具体的賦課方法については、後期高齢者個人を被保険者とすることを基本としつつ、後期高齢者は国保加入者が大半を占める現状からの円滑な移行を考慮し、個人単位で、応益・応能バランスのとれた賦課方式とすることが適当ではないか。
- ・ この際、低所得者に対しては、現行国保制度における保険料の軽減割合並びに現行老人保健制度及び介護保険制度の低所得者の範囲を考慮して、適切な負担軽減措置を講ずる必要があるのではないか。

現行制度における後期高齢者の1人当たり保険料額 (平成19年度推計)

現行制度において、後期高齢者は、国保と被用者保険を通じた平均では、平成19年度で6.3万円(年間)の保険料を負担すると推計される。

	(年間)
国保	7.3万円
被用者保険	2.9万円
(被保険者)	(26.0万円)
(被扶養者)	(0万円)
制度計	6.3万円

- (注) 1. 「健康保険被保険者実態調査」「国民健康保険実態調査」等により保険局調査課において推計。
 2. 必要保険料額(給付費等から公費負担を控除し保険料負担が必要な額)ベースである。
 3. 平成14年12月「厚生労働省試案」に基づく推計値である。

国保制度における保険料賦課の仕組みと保険料の負担状況

- 保険料賦課の基礎は個人単位であり、応益保険料と応能保険料を半々とするのが基本となっている。
- また、所得の低い者については、応能保険料を課さず、応益保険料について最大7割を軽減している。
- この結果、後期高齢者は、平成14年度において、世帯当たり平均では7.5万円、1人当たり平均では6.2万円、所得のない者でも平均1人当たり2.3万円の保険料（年間）を負担している。

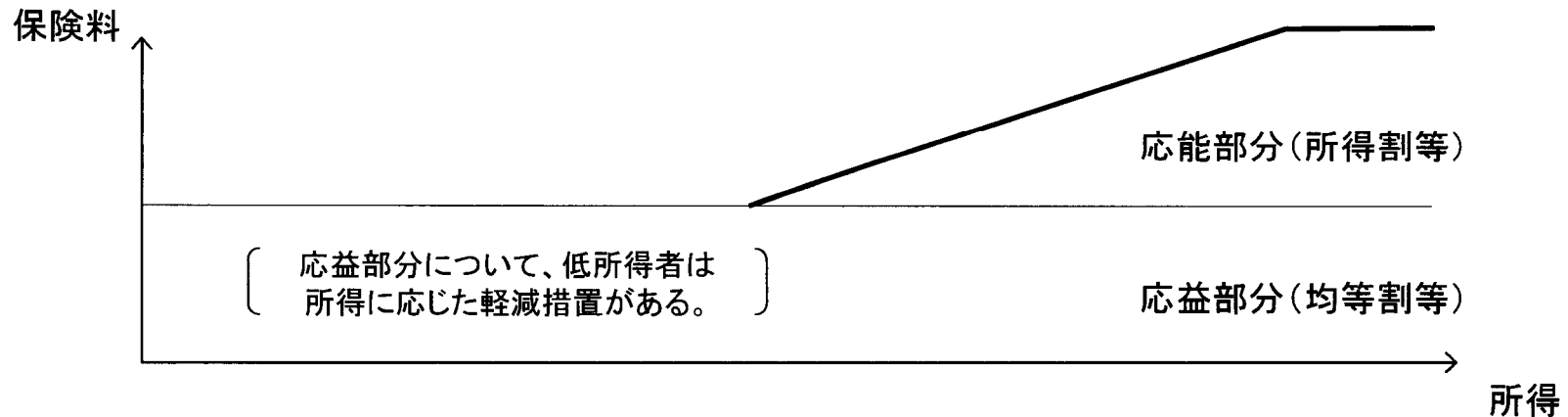
●国保制度における保険料賦課の仕組み

1. 保険料

国民健康保険の保険料は、所得等被保険者の負担能力に応じた負担となる応能部分と、被保険者1人当たりの一定額等となる応益部分によって構成されている。応能部分と応益部分の構成比率は、応能:応益=50:50を標準として定めているが、市町村が実情に応じて運用することとしている。

2. 徴収

世帯主から保険料を個別に徴収(普通徴収)する。



●保険料（税）軽減制度の概要（平成16年度）

1. 低所得者の保険料（税）負担を軽減する制度
2. 軽減されるのは保険料（税）のうち被保険者均等割及び世帯別平等割の部分（応益割の部分）
3. 軽減割合は以下のとおり

軽減基準所得（注1）	軽減割合（注2）	軽減基準所得に該当する年間給与収入 ※（ ）内は65歳以上の者の年金収入 の場合
33万円	7割 軽減（6割軽減）	98万円 (168万円)
33万円＋（24.5万円× 世帯主以外の被保険者数）	5割 軽減（4割軽減）	[2人世帯の場合] 122万5千円 (212万5千円)
33万円＋（35万円× 世帯に属する被保険者数）	2割 軽減（注3）	[2人世帯の場合] 171万7千円 (258万円)

（注1）所得とは、地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額等（基礎控除前）である。（65歳以上の年金受給者については15万円の特別控除を適用）

（注2）保険料収入に占める応益保険料の割合（応益割合）が45～55%の場合。なお、括弧内はそれ以外の場合の時。

（注3）2割軽減は、市町村長が当該者の前年からの所得の著しい変化等により、軽減を行うことが適当でないとき認めるときは行わない。

●市町村国保における後期高齢者の保険料の負担状況（平成14年度）

（年間）

	保険料負担額		
		応能負担額	応益負担額
	万円	万円	万円
世帯当たり平均 （1世帯当たり1.2人）	7.5	4.5	3.0
1人当たり平均	6.2	3.7	2.5
所得のない者1人当たり平均	2.3	0.2	2.1

出典：保険局調査課推計

介護保険制度及び老人保健制度における低所得者の範囲

介護保険制度と老人保健制度では、いずれも住民税非課税世帯を基礎とした低所得者対策を講じている。

介護保険制度（見直し後）		
所得区分（保険料段階）		
	第 6 段階	本人の合計所得金額が 200 万円以上
	第 5 段階	本人の合計所得金額が 200 万円未満
	第 4 段階	本人が市町村民税 非課税
低 所 得 者 (住民税非課税)	第 3 段階	世帯全員が市町村民税 非課税
	第 2 段階	年金収入 80 万円以下 の者
	第 1 段階	老齢福祉年金受給者、 生活保護受給者

老人保健制度		
所得区分		
	一定以上所得者	課税所得 124 万円※以上
	一般	課税所得 124 万円※未満
低 所 得 者 (住民税非課税)	I	世帯全員が市町村民税 非課税
	II	世帯全員が収入 65 万円 以下の者

※平成 17 年 8 月から 145 万円

イ 社会連帯的な保険料の賦課方法

- ・ 国保又は被用者保険の保険者が被保険者に賦課する社会連帯的な保険料については、現行の老健拠出金や退職者医療拠出金を賄うための保険料同様、「社会連帯」及び「受益者負担」の観点から、負担すべきものではないか。
- ・ 社会連帯的な保険料については、通常为国保又は被用者保険の保険料とは別建てとすることとされているが、その具体的な賦課方法については、同じく別建ての保険料である介護保険の2号保険料の在り方を考慮すべきではないか。

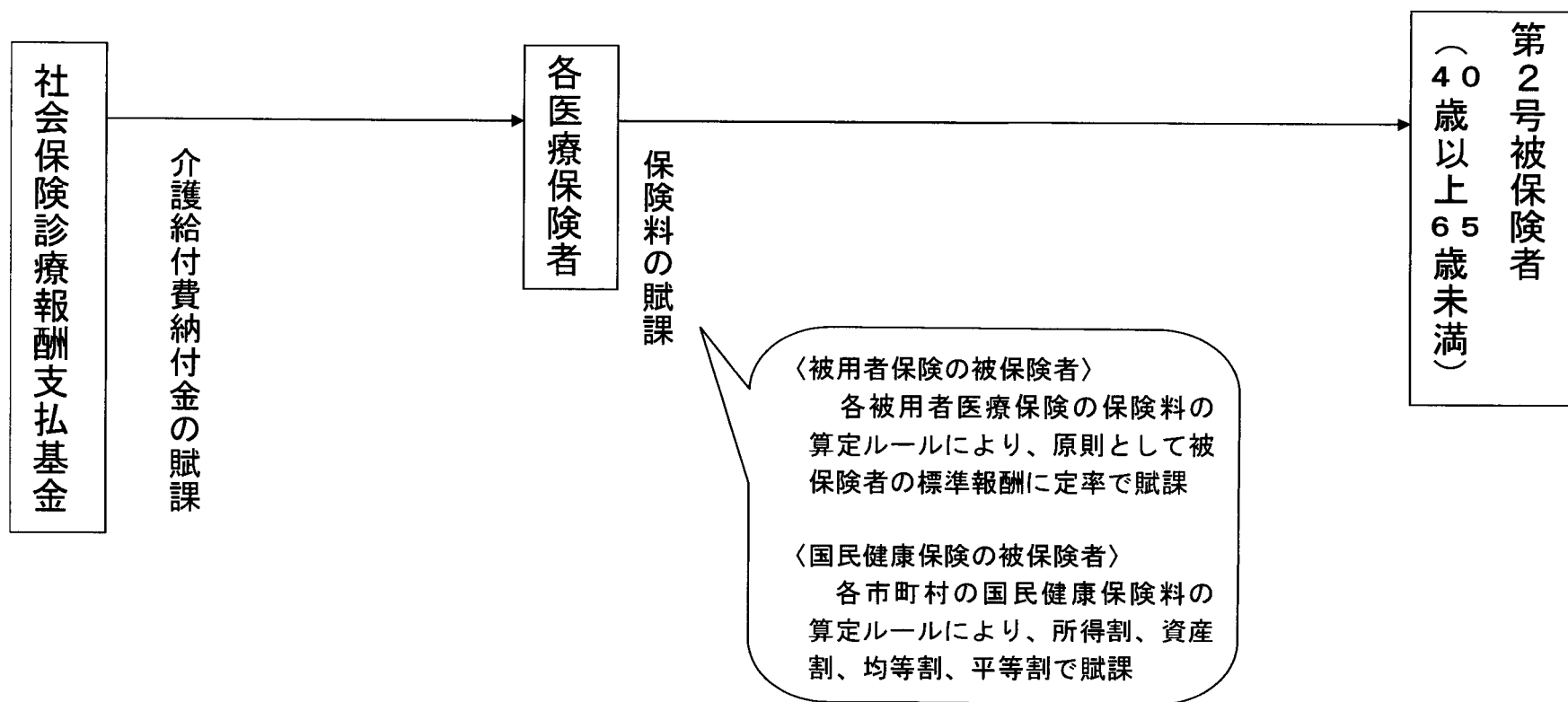
老健拠出金及び退職者医療拠出金の負担の考え方

老健拠出金と退職者医療拠出金は、いずれも、保険者が負担する根拠は「社会連帯」と「受益者負担」の考え方を基本としている。

老健拠出金	退職者医療拠出金
<p>○「老人保健法の趣旨が、<u>全国民の連帯の精神</u>に基づいてということが書いてございますが、国、地方公共団体、各保険者、これが共同で財源を負担する」 (衆議院社会労働委員会 (昭和 56 年 10 月 22 日))</p> <p>○負担根拠は、各保険者が従前の制度において 70 歳以上の加入者等に対して行っていた医療の給付が事実上市町村長によって肩代わりされることになるから各保険者に受益が生じる点にあり、このような意味で拠出金は広義の<u>受益者負担</u>に該当する。 (資料出所：老人保健法の解説)</p>	<p>○自営業者等の場合は、若年の自営業者等が医療費のかかる中高年の自営業者等の医療費の一部を負担し、医療保険における費用負担の面で世代間の扶養が行われているが、被用者保険グループについても同様に<u>世代間の連帯の理念</u>に基づき、現役の者が退職者等の医療費についてその一部を負担すべきものである。</p> <p>○退職者は保険給付の必要性の比較的少ない現役時代に被用者保険に保険料を拠出し、<u>保険財政の安定に寄与</u>してきており、現役の被保険者および事業主はその貢献に報いる必要がある。</p> <p>○近年、中高年において疾病の大半を占める<u>慢性疾患</u>については、<u>当該疾病について現役時代から医療を受けると否とにかかわらず、その原因は現役時代からの日常生活の積み重ねによるもの</u>と考えられる。このように原因が退職前まで遡り得る疾病が大半を占めると考えられることから、被用者保険が退職者等の医療費の一部を負担すべきものである。 (資料出所：国民健康保険法の解釈と運用)</p>

介護保険制度における 2号保険料の賦課方法

○医療保険者は、賦課された介護給付費納付金の納付のため、一般保険料（通常の医療保険料）とは別建てで介護保険料を賦課徴収する。被用者保険であれば一般保険料と同様、標準報酬に定率で賦課するのが原則である。



③公費負担

(基本方針)

- ・ 後期高齢者に公費を重点化するという改正法の考え方を維持する。

(論点)

- ・ 基本的には、現行老人保健制度の公費負担の仕組みを維持すべきではないか。
- ・ 公費のうち一定割合については、保険者間の財政力等の格差を調整するための財源に充てる必要があるではないか。